

ご確認ください！資格確認書について



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ

資格確認書とは？

令和6年12月2日に、現行の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

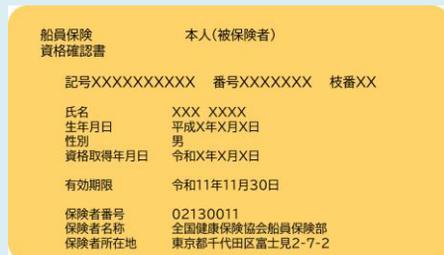
資格確認書とは、船員保険の資格情報が記載されたカードで、マイナ保険証をお持ちでない方等が医療機関等を受診される際に提示していただくことにより、これまでどおり診療を受けることができます。

発行対象の方

- ① マイナンバーカードを持っていない方
- ② マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない方
- ③ マイナンバーを船員保険部へ届け出していない方
- ④ 資格確認書の発行を希望された方 等

※経過措置期間(令和6年12月2日～令和7年12月1日)は現在お持ちの保険証を引き続きお使いいただけます。

■資格確認書イメージ



※ 材質・形状は現行の保険証と同じです。
※ 変更になる場合があります。

例:被保険者資格取得届(一部抜粋)

取得年月日	報酬月額	①通費によるもの額		※⑬		標準報酬月額	送付
		②現物によるもの額	計	⑭	額		
月	日	①	円	円	千円		
		②	円	円	千円		
		③	円	円	千円		
期在留		④ 備考		資格確認書発行要否			
				□発行が必要			

資格確認書発行までの流れ

【現行の保険証が発行されていない方】

被保険者資格取得届・被扶養者(異動)届の中の「**資格確認書発行要否欄**」に☑する

※☑していただければ、数日で発行いたします。

※☑をされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には資格取得から30～50日後の発行となります。

発行を希望される場合は、できる限り【資格取得届等の提出時】に「資格確認書発行要否欄」に☑をお願いいたします。

【現行の保険証が発行されている方】

(1) 船員保険部の確認による発行

船員保険部にて上記の発行対象のうち、①～③であることが確認できた方には、令和7年6月に被保険者分、令和7年9月に被扶養者分を、船舶所有者を通じてお届けします。

(2) 船員保険資格確認書交付申請書の提出による発行

上記(1)以外で発行を希望される場合、船舶所有者を通じて交付申請書を船員保険部へご提出ください。(交付申請書は令和6年11月下旬に公開予定です。)



全国健康保険協会

船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14 階

TEL 03-6862-3060

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！

